

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

昭島市長 殿

指定店（本社）として登録されている住所、代表者を記入してください。ただし、この欄に変更がある場合は、変更後のものを記載してください。

令和元年6月3日

フリガナ 氏名又は名称 株式会社 昭島設備工業  
 フリガナ 住所(所在地) 東京都昭島市田中町二丁目1番Y号  
 フリガナ 代表者氏名 昭島 廣  
 電話番号 042-543-YYYY

昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

以下の例にならって記載してください。なお、社名、氏名についてはフリガナを記載してください。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社名	フリガナ (株)昭島工業	フリガナ (株)昭島設備工業	令和元年5月1日
代表取締役	フリガナ 昭島 達夫 (退任)	フリガナ 昭島 廣 (選任)	令和元年5月1日
住所	東京都昭島市 田中町一丁目 17番X号	東京都昭島市 田中町二丁目 1番Y号	令和元年5月1日
電話番号	042-543-XXXX	042-543-YYYY	令和元年5月1日
取締役		フリガナ 昭島 好美	令和元年5月1日

番号

第 6 1 1 号

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程第3条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和元年6月3日

第1号様式（表）の申請者欄と同じになります。

申請者 氏名又は名称 株式会社 昭島工業  
住所(所在地) 東京都昭島市田中町一丁目17番X号  
代表者氏名 昭島 達夫

(あて先) 昭島市長

昭島市指定給水装置工事事業者に関する規程第3条  
(指定の欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は指定工事業者の指定を受けることができない。

- (1) 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第20条の2で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に違反して、刑に処せられ、執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (4) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- (6) 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの